



<東部療育センター メールマガジン 2014年9月号>

障害児(者)の方への情報提供を行い、生活支援を目指します。

発行 東京都立東部療育センター



9月に入り、朝晩涼しくなりました。皆様いかがお過ごしでしょうか？

今回のメールマガジンは感染防止対策に関する情報をお届けします。感染症流行時期以外にも感染防止対策を実践することが、重症心身障害児者の健康と日常生活を守ることになります。



<感染防止対策について>

センター利用者の多くは感染から自分自身を守る行動をとることが難しく、痰の排出機能や排尿・排泄機能の低下等により常に感染の危険に曝されています。急性期疾患で入院しても早期に退院し、在宅で継続した治療を家族が行なわなければいけない現状があります。

センターでは重症心身障害児者が少しでも健康を維持し、楽しく穏やかな日々を過ごせるよう職員に対しても感染対策の実践を推進しています。

今回は重症心身障害児者に関わるご家族に、家庭でできる感染対策についてお知らせします。

<目的>

- ① 在宅で医療ケアを行う重症心身障害児者を感染症から守る。
- ② 重症心身障害児を介護する家族・同胞への感染症伝播を防ぐ。
- ③ 自宅を訪問する人々からの感染症伝播を防ぐ。

以上 3 つの視点から在宅でご家族が実施できる、手指衛生と防護具・口腔ケア・医療機器の取り扱いについて紹介します。

<手指衛生>

手指衛生は感染対策の基本であり、最も重要な感染対策です。手指衛生には 2 種類の方法がありますが、各家庭に合った方法で行なうことが重要です。確実な方法としては石鹸・流水による手指衛生ですが、緊急時にケアを行わなくてはならない場合にはすぐにできない場合もあります。医療ケアを行う場合は携帯型のアルコール消毒剤が便利かつ消毒効果も高いと思います。ただし、目に見える汚れ（便や尿・痰など）が手についた場合はアルコールの効果が弱くなってしまうため石鹸・流水による手指衛生が必要になります。医療ケアの途中で石鹸・流水による手指衛生が行なえない場合はウェットティッシュで拭き取った後にアルコール消毒剤を使用することも可能です。なお、アルコール消毒剤が効かないノロウイルスなどについては伝播を防ぐために石鹸・流水による手指衛生が必須となります。

どんな微生物が原因となるかはわかりません。日常からケアの前後に石鹸・流水による手指衛生を習慣づけることが大切です。

<防護具>

防護具には手袋・マスク・エプロンなどがあります。訪問される医療従事者や病院施設では手袋・エプロン・マスクなどを使用しているかと思います。しかし在宅では介護者が複数の利用者さんに医療ケアを行うことはないので必要はありません。ただし、介護者が風邪気味で咳が出る・咽頭痛・鼻汁がある時、重症心身障害児者自身に咳がある時は介護者が感染しないためにもマスクを着用して下さい。マスクはガーゼの物ではなく使い捨ての物の使用をお勧めします。また重症心身障害児者自身にマスクを着用していただける場合は、着用を検討していただきたいと思います。

<口腔ケア>

口腔ケアは虫歯の予防だけではなく、呼吸器感染症予防にも効果があります。胃管や胃瘻などから経管栄養を行なっているとしても口腔粘膜や舌の衛生状態を保つことが大切です。毎日の口腔ケアをしっかり行いましょう。

<医療器具の取り扱い>

在宅で使用する医療機器には体温計や血圧計などがありますが、重症心身障害児者を介護する在宅医療機器には吸引器・吸入器・人工呼吸器・経管栄養関連機器などさまざまな器具・器材があります。高度な医療機器は専門業者が管理をしている場合もありますが、日常使用する器具・器材については家庭でも洗浄・消毒が必要となります。医療器具は感染のリスクの程度に応じて「健康な皮膚のみ接触する器材」「粘膜または傷に接触する器材」「無菌の組織に接触する器材」に分類し管理方法が違います。医療施設の指導方法の違いから各家庭により管理方法はさまざまですが、基本は洗浄・乾燥・清潔保管です。在宅では医療施設で指導された方法をとっていると思いますが、指導のされていない器具・器材の管理について気になることがありましたら、いつでもご相談ください。

感染対策は流行時期だけに実践するものではありません。日常のちょっとした行動が、重症心身障害児者の健康と日常生活を守ることになります。これからの時期はインフルエンザなど感染症が気になる時期です。できることから取り組み、健康で楽しい日々を過ごせるよう応援いたします。